

# 広告NG事例ファイル

vol.10

【内容】平成29年11月7日

消費者庁は、葛の花由来イソフ  
ラボンを機能性関与成分として、  
痩身効果を標榜する機能性表示

食品の販売事業者16社に対し、16  
社が供給する機能性表示食品の表  
示について、景品表示法に違反す  
る行為（同法第5条第1号（優良  
誤認）に該当）が認められたことか  
ら、同法第7条第1項の規定に基  
づき、措置命令を行なつた。

## 【違反表示】

例えば、痩せた女性の写真と  
もに、「お腹周りの脂肪を減らした  
い」、「きびしい食事制限はしなく  
ない」と記載したうえで、「葛の花  
イソフラボン青汁がオススメ」など  
と記載。

あたかも、対象商品を摂取する  
だけで、「誰でも容易に内臓脂肪（及  
び皮下脂肪）の減少による、外見上、

体の変化を認識できるまでの腹部  
の痩身効果が得られるかのように  
示す表示をしていました。

## 【実際】

前記の表示について、当庁は16社  
に対し、それぞれ当該表示の裏付  
けとなる合理的な根拠を示す資料  
の提出を求めたところ資料が提出  
された。しかし、当該資料はいずれ  
も、当該表示の裏付けとなる合理  
的な根拠を示すものとは認められ  
なかつた。

## 【命令の概要】

対象商品の内容について、一般消  
費者に対する誤認排除措置、再発  
防止及び不作為を命じた。

また、すでに一般消費者に対する  
誤認排除措置を講じている事業者  
12社については、再発防止及び不作  
為を指示した。

本件は機能性表示食品に対して措  
置命令が出された初めての事案です。

機能性表示食品では消費者庁に届け  
出た機能性を表示することが可能で  
す。葛の花由来イソフラボンを含む食  
品では、「おむね『肥満気味な方の、体  
重やお腹の脂肪（内臓脂肪と皮下脂  
肪）やウエスト周囲径を減らすのを助  
ける機能がある』といった機能性の  
表示が届け出られていました。今  
回の措置命令は、届け出られた機

丸の内ソレイユ法律事務所  
弁護士 成 真海氏

能性 자체を否定したわけではなく、そ  
れを超えて、外見上認識できるほどの  
痩身効果が得られる、とまで表示した  
ことを優良誤認だと判断しています。  
機能性表示食品は届出制であり、消  
費者庁が機能性を確認しているわけで  
はありません。したがって、そもそも届  
け出られた機能性自体がないことがわ  
かれば、機能性の表示そのものが優良  
誤認になる」ともあり得ますので注意  
が必要です。

